時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千四百五十四號 木曜日
明治廿五年九月廿二日
舊暦壬辰八月二日(丁巳)
日出午前五時三十分 日入午後五時三十七分
月出午前六時十六分 月入午後六時十九分
滿潮午前六時十分 午後六時二十五分
(西暦一千八百九十二年)

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄送に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

條約改正の方針如何

一說に據れば我國の條約改正は年來の失敗にも拘はらず諸外國の感情は案外平穏にして容易に纏る可きの望なきに非ず例へば彼の葡萄牙國に對して領事裁判權の破棄を斷行したるが如き從來外交の慣行より見れば非常の英斷なれども其他の各國は何れも傍觀して異議を唱ふるものなし故に飽までも此方向に進みて葡國と同様、適當の領事を在勤せしめずして條約の精神に叶はざるものに對しては猶豫なく其裁判權の破棄を宣告し其結果として現行の條約を無效のものと見て更に改めて新條約を締結するの運びともなれば治外法權は不言の間に撤去するみとを得べし要するに改正の談判は左まで困難ならざる可しとの說もあれども又一方に於て外國人の說く所、又その新聞紙に論ずる所なぞを見れば前日の紙上に記したる獨逸新聞の譯文の如きものもありて我要求の次第如何に由りては中々容易ならざるが如し今雙方の說は兎も角もとして我輩の所見を以てすれば民間の論客が熱心に主張する所謂對等條約(或は對等以上とも云ふ可き)の說は到底行ふ可らざるものとして據き當局者の改正方針は如何と云ふに現內閣の組織たる伊藤伯は其前度の內閣に於て曾て改正の談判に着手したるのみならず其後明治二十二年の談判には時の當局者と意見を異にして斷然反對の地位に立たるは世間の認むる所あれば自から自家の意見なきを得ず即ち其意見みそ今の內閣の方針として認む可き所のものなり聞く所に據れば二十二年の改正案に就き伯の反對したる其要點は法律の論にして我裁判所に外人の法官を採用するは憲法の精神に違背するものなり云々その意味なりしと云へば今の內閣の方針も凡そ此邊に向ふみとならん或は法律云々の論は其本旨に非ずとするも兎に角に當時の案は彼に讓る所のもの多きに過ぎたりとて反對の意を表したるに相違なければ伯の方寸に於ては條約改正は過分の讓與を爲さゞるも必ず成功す可しとの見込あるや疑ふ可らず然らば現內閣の改正方針は前案に比して聊か强硬を加へたるものと假定して擱我輩の所見を以てするに愈々實際の着手となれば其困難頗る容易ならざるが如し諸外國の感情は案外に穏なりと云ふも其讓與の如何に由りては談判も中々面倒なる可きのみならず其感情云々も全くの推測にして彼等も從來の成行に懲りて讓與の如何は兎も角も又も不安心の談判は先づ以て御免を蒙るなどの內情なるやも知る可らず或は實際に其邊の心配もなくして外の談判は先づ折合ふものとしても茲に掛念す可きは內の反對故障なり苟も讓る所のものありと云へば民間の反對論は到底免る可らざる其上に尚ほ恐る可きは部內の故障にして然かも其勢力は微妙の邊に存して之を防ぐみと決して容易ならず其趣は當局者に於ても自から經驗に乏しからざる所ならん昨年松方伯が內閣を組織するに當りて種々の注文を爲したる其中に條約改正の中止は其一箇條なりしと云ふ眞僞は知る可らずと雖も思ふに伯の地位勢力にては內の釣合を慮りて改正の中止を要求したるも强ち不當の注文に非ざるが如し現內閣は老政客の顔揃ひにて斯る掛念少なしと云ふも實際の困難は外より想像す可らざるものある可し或は改正の計畫をば態と十分にして迚も行はる可らざるの程度に定め政府の方針は云々にして國民一般の希望を空ふせざる覺悟なれども何分にも談判の折合はざるを如何せんとて表面に强硬の手段を取ると見せながら漠然として日一日を經過するが如きは一時の安を偸みて目前の無事を保つには頗る妙なれども斯の如きは則ち自家の地位の安全の爲めに國事を弄ぶものにして現內閣の敢てせざる所なる可し兎に角に現內閣は伊藤伯の總理する所にして外務の當局には機敏活潑の聞ある陸奥氏もあれば改正の方針手段に就ては既に一定の成算あるみとならん我輩は今後の實際に於て之を知らんと欲するものなり

官報

○勅令

朕軍艦吉野定員及軍艦團隊定員表中艦名並人員挿入ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年九月二十日

海軍大臣子爵仁禮景範

勅令第七十八號

軍艦吉野定員ヲ左ノ通定メ軍艦團隊定員表中石川ノ次ニ欄ヲ設ケ其艦名及人員ヲ挿入ス

吉野定員

大佐	少佐	大尉	少尉	機關少監	大機關士	少機關士	大軍醫	大主計	少主計
一	一	七	七	一	三	一	二	二	一

上等兵曹	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	計
二四	二九	一一	五三	九二	九	九	九	一二六	三八八

○臨時博覽會事務局告示第十三號

本年八月臨時博覽會事務局告示第九號美術區中追加出品物ニ關スル規則第一條第五項及第七項ノ末ニ但單純ノ紋様ニ止マルモノハ此限ニ非スノ十八字ヲ追加ス

明治二十五年九月二十一日

臨時博覽會事務總裁 農商務大臣伯爵後藤象二郎

臨時博覽會事務局告示第十三號參照

臨時博覽會事務局告示第九號美術區中追加出品物ニ關スル規則(明治二十五年八月十日)抄錄

第一條中

第五項

一 美術ヲ主トシタル木板色摺ノ優等ナルモノハ第百四十三部中

第七項

一 刺繍、織物及友禪ニシテ圖様技術共ニ高等美術ニ屬スト認ムヘキモノ(其部類ハ追テ之ヲ定ム)

臨時博覽會事務局告示第十號(明治二十五年九月六日)

臨時博覽會事務局告示第九號美術區中追加出品物ニ關スル規則第一條刺繍織物及友禪ハ第百四十二部中トス

雜報

○ビスマルクの意見(一昨日の續き) ビスマルクは公共の便益の爲めに全權の府を造りたる此一擧が數多の敵を己れに來したる次第を陳べたる後に獨逸國の現今の位置を說て云く假令ひ何れの國民より之を爲すに困難を感ずるにもせよ我々獨逸人は歐羅巴の中央に棲息し居るを以て他國の人民よりは尚ほ一層、固き一致團結を要するみとなり我々は團結せざる可らず然らざればいゝいゝいゝ我族無けん後には亞細亞を以て掩はれたる露士亞あり前には海境を以て無難にされたる佛蘭西あり然るに我國には天險の頼む可きなく全く打開きたるもの〻如し左れば我々にして愈々我が墳墓の地を敵に蹂躪せしめずとの覺悟ならんか我々は脊中合せして國の四邊に向て立ち國境を衛らざる可らず又頭を集め面を合して內に安坐するの秋に非ざるなり然るに今我國の大勢を案ずるに外に對しては今後我々の團結成る可きの傾向ありと雖ども內に於ては事態みれよりも甚だ困難にして過誤失策の毎度起る可きは我輩の豫期する所なり獨立の希望は獨り政黨に止まらず又一個人に推及ぼしたり各政黨は他黨を排し唯我獨尊と成らんと欲して少しも讓合はんとする氣色なし然るに我が憲法政治の生命は一に相互の間の讓合に繫れり極端の黨派は政府の職務を爲し得可きものに非ず斯るが故に我々は羅馬舊敎の宗旨政治を採用し能はず又新敎の宗旨支配も受くるみと能はざるなり畢竟、嗟しき宗論は得て極端に走るものにして常に其れなからんみとをみそ望ましけれ左れば靜にして長續する政府を保たんが爲めには我輩は極端の論說を斥けざる可らず擱みの趣意は敎育ある獨逸人の一般の意見と符合す可き筈なり余が殊更に「敎育ある獨逸人」と云ひたるは其故なきに非ず如何となれば我々は終に衆愚の爲めに下より支配さるゝを許さず又宗旨政治の爲めに下より統御さるゝを肯ぜざればなり余が汲々として衆愚の投票を乞ふみとを取らざるは是を以てなり

余は未だ政府の職に在りし時に黨派の中の溫和なるものを結合して時弊を除かんとせしが保守黨と國民自由黨との間に成りたる聯合は終に永續せざりしなり左れば此獨逸聯合の大業をして益々堅固ならしめんとするみとに一臂を振はんとする人々の一同に向て余は此帝國を保持する所の黨派の間に軋轢を少くせんみとを望む者なりライヒスタツグ(獨逸帝國議會)は獨逸聯合の頂上點を差示す可き筈のものにして其初に開設せられし時の本來の趣意を忘れず威嚴を保つ可き筈なりライヒスタツグの威嚴を高めんとならば唯市民の間の聯合を倘は一層、堅固ならしむるの一法あるのみ但し余は此市民の中に最高位の第
りとビスマルク侯は之に續
心中の不平に就き彼れ此れ
ちずして政治上の事を論ず
は余が敵の正しく剝取らん
に臨で帝國及び皇帝の爲め
でしが場中の人々は皆、熱
侯の此演說を評する者は舊
國議會を保持し之を强大な
たるを見るに誤らざる可ら
會の權威を示し政府に抵抗
るもの〻如し然るに有爲轉
の〻一旦、落路の人と成て
石豪傑のビ侯も今は其むか
して國會場裏に己れの黨派
に悔ゆるみとならん若しみ
中に黨派操のものにても於
れが云ふ所に國會議員の應
者の申す所は私言に非ず當
する所なり抔と云ひ得して
の階級より隨意に撰出され
爲めに斯くまで好遇された
なしと雖も如何せん侯が是
得ず其望む所のものとは何
するの權力に非ずとするみ
云ふなり
概して侯が公けの演說は格
ものに非ず然れども侯が新
のは大に之に異なり中にみ
の證跡なき談話の侯の害を
兎角する中に獨逸帝は〻
も新聞紙の報ずる所にして
對論を鎭壓するみとを痛く
紙の中にはビスマルクは正
多有せり抔と信ずるものあ
ものあり然れども事の眞實
リヴイ伯をして獨逸の外交
月二十一日時事新報の雜報
獨逸國の最大政治家の名譽
除かんと希望し居れりとあ
政治家の遠かに「敎育ある
の潮流を正しく了解して又
の基礎を次第に碎くが如き
とを今、事の癖體の意味を
りて云はんに「假令ひ棍棒
天鋒は必ず歸來る可し」云

○愛知縣第六區の競爭續
報(横濱メール新聞より抄
の切迫するにも係はらず候
ありしが其後改進黨の吉田
みとを斷念し自由派の加藤
し其旨名古屋の各新聞紙に
走するみと〻なりたれば加
縣會議長內藤魯一氏代議士
めに盡力するもの少なから
談演說會を開き其運動中々
は今回は競爭せずと言ひ居